

第3編

震災対策編

◆第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

全 部

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。

配備区分	配備基準	活動内容等	備考
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度4の地震が発生したとき〔自動配備〕 ・災害が発生するおそれがあり、安全安心課長が必要と認めるとき 	主に状況の把握と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備を速やかにとるための連絡体制を確立する。	—
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度5弱の地震が発生したとき〔自動配備〕 ・災害が発生するおそれが強まったとき ・その他、副市長が必要と認めるとき 	市内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	災害警戒本部設置
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度5強の地震が発生したとき〔自動配備〕 ・災害が発生したとき ・大規模な災害が発生するおそれがあるとき ・その他、市長が必要と認めるとき 	警戒配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	災害対策本部設置
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき〔自動配備〕 ・大規模な災害が発生したとき ・市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあるとき ・その他、市長が必要と認めるとき 	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。	

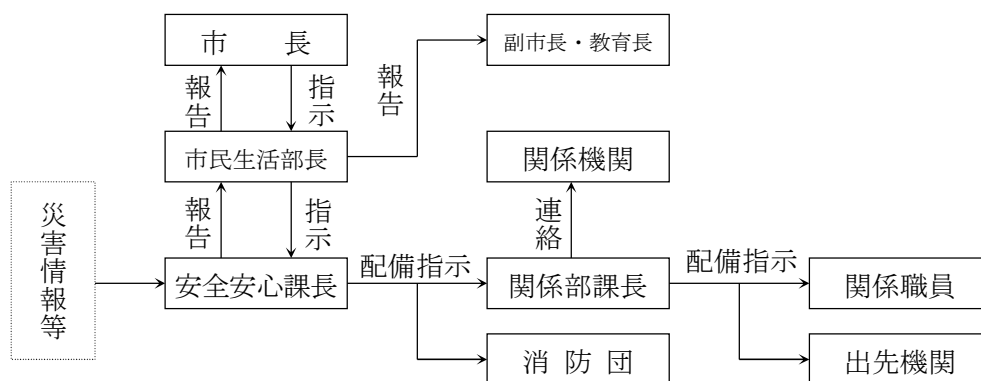
(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、資料1-5に掲げる標準動員表によるものとする。

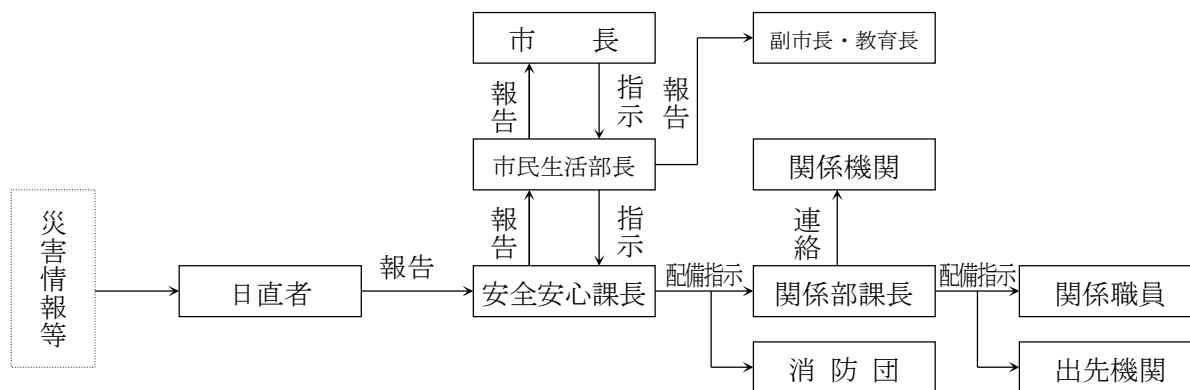
なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

(ア) 災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

(イ) 各職員は、前記1(1)に定める配備基準のうち、〔自動配備〕基準に該当するときは、配備指示を待つことなく、直ちに登庁するものとする。

2 準備配備体制の確立

(1) 配備の指示

準備配備の実施責任者は、安全安心課長とする。安全安心課長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指示する。

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 安全安心課長は、地震情報等を収集し、関係課に伝達する。

イ 関係課は、巡視等により、現地の情報を収集する。

ウ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

地震発生後の情報収集等により、災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、安全安心課長は、準備配備を解除する。

3 下野市災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、警戒配備の基準に基づき、下野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 警戒本部の組織

副市長を警戒本部長とし、市民生活部長を警戒副本部長とする。警戒本部の組織については、災害対策本部の組織体制に準ずるものとする。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、下野市庁舎に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 安全安心課長は、地震情報、各部課が収集する現地の状況及び活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

イ 警戒本部を設置した場合の各部課の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずるものとする。

(5) 警戒本部の解散

副市長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

4 下野市災害対策本部の設置（第1・第2非常配備体制の確立）

下野市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、市長は下野市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき、下野市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときとする。

ア 市内に震度5強以上の地震が発生した場合〔自動設置〕

イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

(2) 解散の基準

市長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 余震等がおさまり、地震災害のおそれなくなったと本部長が認めたとき。

イ 地震災害による応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び市民に対し、市防災情報システム、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておく。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用する。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置する。

名 称	所 在 地	電話番号
下野市保健福祉センター ゆうゆう館	下野市小金井789番地	43-1231

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げる。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示する。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。また、その身分を明らかにするため、腕章を着用する。

5 本部の組織

第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

6 業務継続性の確保

市等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、市は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

第2節 災害情報の収集・伝達

全 部

地震災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

1 地震情報等の発表、伝達

(1) 地震情報等の受理

市は、宇都宮地方気象台が地震情報等を発表した場合は、第2編第2章第2節の予警報の伝達系統に準ずる方法でこれを受信する。

宇都宮地方気象台が地震情報等を発表するのは、次の場合である。

- ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- イ 県内で地震による被害が発生した場合
- ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

気象庁が発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内容
緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名 震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値 * 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせ

る警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報等の伝達

市は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときには、市防災情報伝達システムにより、気象庁及び宇都宮地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、市の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

(3) 緊急地震速報の伝達

栃木県南部において、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定される場合は、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、市防災情報伝達システムが自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。

2 情報の報告

(1) 市、石橋地区消防組合は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。ただし、市の区域内において震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。報告に際し、市は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図る。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

報告先等については、第2編第2章第2節に準ずる。

第3節 通信手段の確保対策

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

地震災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、県防災行政ネットワーク又は関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、通信の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「通信手段の確保対策」に準ずる。

第4節 相互応援協力・応援、派遣要請

市民生活部（安全安心班） 消防部（消防班）

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他自治体等に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「相互応援協力・応援、派遣要請」に準ずる。

第5節 災害救助法の適用

市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班）

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「災害救助法の適用」に準ずる。

第6節 避難対策

市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班）
消防部（消防班）

地震発生時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「避難対策」に準ずる。ただし、以下の事項については、特に留意する。

1 避難の方法等

(1) 住民の役割

住民は、地震が発生し、火災拡大、危険物流出拡散、家屋倒壊等の危険があるときは、市の避難指示を待たずに自らの判断により避難を行う。

(2) 行政の役割

地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示は迅速にこれを決定、伝達するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各関係機関、自主防災組織等との連携により、避難指示の周知徹底及び避難誘導に努める。

2 避難所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時多発的に火災が発生し、大火災に発展することが予想される。そのため、地震発生後の避難においては、次の点に留意する。

- (1) 住民は直ちにガス栓の閉止やブレーカーの遮断等の火の始末をする。
- (2) 道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊に注意しながら避難所へ避難する。
- (3) 火災による輻射熱等から身の安全を確保できるグラウンド、公園、広場等へ避難する。
- (4) 当該避難所で正確な災害情報を収集し、また不在者を確認した後、安全確認の得られた避難所へ避難する。

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、必要に応じて職員を避難所に派遣して、被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等による二次災害のおそれがないか、次により施設の安全性を確認する。

施設の安全性確認

施設管理者によるチェック	避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。
震災建築物応急危険度判定の実施	必要に応じて、「下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱」(資料12-1)に基づき、避難所開設予定施設について応急危険度判定を実施する。

(3) 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを明確にし、あるいは早期に仮設住宅を建設し、学校機能の早期回復に配慮する。

4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合わせ事項等が自主的に作成されるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じ、ボランティアや近隣市町に対し協力を求める。

5 帰宅困難者対策

(1) 避難所への誘導

ア 鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って市に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市が準備する避難所への誘導を行う。

イ 市は、鉄道事業者及び県と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

(2) 避難所での対応

市は、県の支援を得て、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供するとともに、必要に応じて避難所の管理・運営に係る対応を行う。また、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

6 県外避難者の受入

(1) 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、避難所を開設するなど、その受入れに努める。

ア 県の受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、避難元自治体と必要な連携を図った上で、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という。)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

受入方針の決定に当たっては、市との事前調整が行われることになるため、市は、市域

の被災状況や受入能力等、必要な情報を県に報告する。

イ 避難所の設置

市は、県からの要請に基づき、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所を設置する。

ウ 避難所の運営

市は、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所の運営を行う。

(2) 避難者の支援

ア 県外避難者への総合的な支援

市は、県と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等の協力を得ながら、県外避難者の支援に努める。

イ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市は、県と連携し、市社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力を得ながら、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や県内の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第7節 広域一時滞在対策

市民生活部（安全安心班・市民班）

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所を市域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携して、広域一時滞在に係る措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「広域一時滞在対策」に準ずる。

第8節 救急・救助・消火活動

市民生活部（安全安心班） 健康
福祉部（健康増進班） 消防部
（消防班）

地震災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行うものとする。

救急・救助活動については、第2編第2章第9節「救急・救助活動」に準ずるものとし、本節では消火活動についてのみ記載する。

1 市民及び自主防災組織の消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

- (ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- (イ) 消防機関に通報する。
- (ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到達したときは消防機関の指示に従う。

2 市及び消防機関の消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、市は、消防機関と連携し、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、下野警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- イ 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段によりただちに通報する。
- ウ 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第9節 医療救護活動

健康福祉部（健康増進班）

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第10節「医療救護活動」に準ずるものとする。

第10節 二次災害防止活動市民生活部（安全安心班） 消防部
（消防班）

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

1 水害等の二次災害防止

第2編第2章第4節「災害拡大防止活動」に準ずるものとする。

2 建築物・構造物の二次災害防止**(1) 震災建築物応急危険度判定の実施**

市は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する（資料13-1）。

(2) 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第11節 緊急輸送活動

総務部（契約検査班） 建設水道部（建設班）

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、市は、県、防災関係機関と連携して、震災時の緊急輸送対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動」に準ずるものとする。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

総務部（総務人事班・契約検査班・税務班） 市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班） 産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班）

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、市は、県、他市町、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準ずるものとする。

第13節 農地・農業用施設等応急復旧活動

産業振興部（農政班）

市、農地・農業用施設の管理者は、地震災害発生時には、関係機関と連携して農作物や各施設の被害状況の把握、応急復旧対策を速やかに実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「農地・農業用施設等応急復旧活動」に準ずるものとする。

第14節 保健衛生活動

市民生活部（市民班） 健康福祉部（健康増進班）

市は、被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「保健衛生活動」に準ずる。

第15節 障害物除去活動

建設水道部（建設班）

市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「障害物等除去活動」に準ずる。

第16節 廃棄物処理活動

市民生活部（環境班）

市は、被災地におけるがれき、避難所ごみ、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「廃棄物処理活動」に準ずる。

第17節 文教施設等応急対策

教育部（全班）

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「文教施設等応急対策」に準ずる。

第18節 住宅応急対策

総務部（税務班） 建設水道部
（都市計画班）

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「住宅応急対策」に準ずる。

第19節 労務供給対策

総務部（総務人事班）

災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を期す。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「労務供給対策」に準ずる。

第20節 公共施設等応急対策

総務部（財政班） 市民生活部
（安全安心班） 建設水道部（建
設班・水道班・下水道班）

道路、鉄道、上下水道、電力・ガス施設、その他の公共施設の二次災害の防止又は被害の軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「公共施設等応急対策」に準ずる。

第21節 危険物施設等応急対策

市民生活部（安全安心班） 消防部
（消防班）

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、市は、関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、第2編第4章第3節「放射性物質・危険物等事故対策」の規定に準ずる。

第22節 広報活動総合政策部（総合政策班） 市民
生活部（安全安心班）

市は、震災時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、社会的混乱を防ぐ。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「広報活動」に準ずる。

第23節 自発的支援の受入総務部（税務班・会計班） 健康
福祉部（社会福祉班）

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「自発的支援の受入」に準ずる。

